

## 昭和戦前一戦中期、日田地方における育林労働の形態変化

九州大学農学部 塙 紘

1. 大山林地主の育林経営の性格についてはいくつかの考え方があるが、それらは、多くの場合、育林労働の調達形態との関連で論じられている。

ところで、日田地方における明治以降の、山林地主の育林経営には、「名子制度」や「木場小作をめぐる労働地代」が動員されたという見方が、『日田林業発達史』以来通説化しているようである。しかし、現実には、大量の雇用労働が調達されており、しかもその雇用形態は決して固定的なものではなく、日本経済の動向に規定されつつ変動しているのである。本稿では中津江村にあって育林経営を学んだG家の「杉山手入帳」「農家日誌」などを分析することによって、昭和戦前期における育林労働の実態を明らかにしようとするものである。

2. G家は昭和初期に 170ha の山林を所有していた

が、その大半を明治末期に天然林で購入したものであり、これにはスギが植林されていった。また明治20年代までは、杉立木地の集積を行なっており、したがって、昭和初期にはほぼ毎年これを伐採（立木処分）することが可能であった（「杉立木壳却証文」）。杉の伐跡地ではカノノ作が2~3年行なわれたが、小作料はなく、植付と3~4年目からの下刈はG家によって行なわれている。また、同家は焼子に自家用木炭を焼かせ、その跡地を植林したが、これは昭和13年で中断している（「木炭受入記事」）。したがって、昭和戦前期には再造林のウェイトが高かったのである。杉の植付は毎年行なっているが、その本数は1万本前後、面積では約3haである。昭和18年以降は植林は行なっていない（「杉山手入帳」）。

3. 育林労働力は、昭和13年までは、直接雇用の形

第1表 森林経営の推移 (昭和5~20年)

項目 年	伐採量 (立木壳)		植付 本数	育林労賃の支払形態					下刈 労賃 円	製炭量 俵			
	本数	金額		日給(日)		請負(円)							
				出面表	その他	計	請負	現物					
昭和 5	7,200	6,500	?	?	?	?	?	?		446			
6	581	580	?	?	?	?	?	?		615			
7	6,500	7,000	16,650	179	39	218	14.40	—	.55	374			
8	3,281	3,500	—	232	13	245	134.70	—	.60	525			
9	1,155	1,700	28,000	505	67	572	10.80	—	.70	459			
10	2,370	4,500	11,650	?	?	?	?	?	?	261			
11	6,800	15,600	20,915	400	74	474	105.00	—	.80	326			
12	—	—	3,500	333	132	465	30.00	燒中 1升	1.00	143			
13	1,100	3,450	9,904	395	199	594	75.00	—	1.60	236			
14	690	4,670	6,975	77	78	155	460.00	白米 3斗	2.00	—			
15	1,104 +α	6,450	12,270	96	37	135	436.00	玄米 2俵	2.60	—			
16	—	—	5,900	138	65	203	899.00	玄 3俵, 白 6斗	3.00	—			
17	—	—	8,536	44	39	83	970.00	米 " " " "	3.50	—			
18	10	181	900	33	42	75	925.00	" " " 3斗	4.00	—			
19	728	10,000	—	12	45	57	927.50	—	—	—			
20	668	22,500	—				3,800,—	—	—	—			

注) 「伐採」はG家所蔵の『杉立木壳却証文』(大正9年~昭和28年まで計35通), 「製炭量」は小坪:『木炭受入記事』(G家所蔵)。その他は小坪:『杉山手入帳』(G家所蔵)のそれぞれ各年により作成。なお年は旧暦による。植付本数には補植を含む。

態で調達された。賃金は、請負によるものはほとんどなく、大部分が日給で支払われわれている。しかも、雇用者の就業状況は「出面表」に逐一記帳、把握されている。つまり、育林労働は直接に雇用され、管理されていたのである。

ところで、G家は家業全般に雇用労働を用いたが、昭和7年に雇用した男36名は、「番頭」1名、「年雇」2名、「雇いつけ」3名、「林業雇用者」13名および「その他」に分けられる。番頭は家業全般を切り廻し林業では管理的な仕事が多い。年雇は農作業や家業を中心である。「雇いつけ」は年間通して同家の作業に従事しており、いわゆる「出入り」関係にあった。農作業なども行なったが、製薪、椎茸を含めて林業労働のウェイトが高く、また枝打、間伐などの管理的作業にも従事している。これら三者6名の育林労働への就労日数はいずれも約30日である。これに対し、「林業雇用者」は専ら植付、下刈のみに従事、その雇用日数も5~6日/人と少なく、したがって、彼らの就労日数の全体に占める割合は小さかった(「農家日誌」)。

すなわち、G家が育林経営のために直接雇用し管理した労働力とは、年雇や出入りの労働者のそれだったのである。そして植付や下刈りなどが集中的に必要なときには他の労働力がやはり日給という直接雇用の形で調達されたのである。つまり地主手作り的経営である。

4.しかし、G家の育林労働は、14年からは請負形態に変化する。例えば、15年には、植付は依然日雇であったが、下刈と地拵は請負に出されている。そしてこの後、植付を含めて、育林作業は請負形態で実行されるが、これを請負ったのは個人ではなく、2~3の「組」集団であった(「杉山手入帳」)。組集団の構成

員でG家の小作人はまれであった。たとえば、この時期、常に、1つの組集団の中心となる元の焼子もすでに、製炭には従事しておらず、したがって、田畠はもちろん、林野においても、G家の小作人ではなかったのである(「田畠小作取立帳」)。このように、G家は昭和14年以降、植付や下刈などを請負という間接雇用に切りかえた。つまり育林経営の労働過程を経営外へ排出した。そしてその請負関係は必ずしも地主、小作関係に基づいていたものではなかったのである。ところでこのような育林労働の調達形態は、今日、日田地方において一般的に認められるものである。したがって、現段階の育林労働の形態がこの時期に形成されたということができる。すなわち育林労働の現代化である。

5.昭和戦前期における、以上のような育林労働の直接雇用から請負への変化は基本的には昭和戦前期における過剰人口の都市への流出状況に基因するものであって、このことはG家においては林業労賃の上昇と小作人の減少となってあらわれている。たとえば、下刈労賃は昭和7年の55銭が、11年80銭、15年260銭、17年350銭と著しい上昇を示しているのである(「杉山手入帳」)。こうしたなかでG家は製茶などの農業部門を縮小し、「出入り」の労働を排除していく。そして出入りに担われていた労働を請負へ出していくのである。

このように昭和戦前期における育林労働の形態変化は、育林労働の現代化といえるのであり、そしてそれは過剰人口の解消過程における山林地主の対応形態であったのである。しかしそれは労働過程の合理化という機能資本的方向ではない。請負、すなわち労働過程を経営外へ排出する方向でなされたのであった。